

高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）改訂支援業務 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）改訂支援業務

(2) 業務の目的

本市は、平成 26 年 3 月に、「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」を目的とし、「管理の最適化」、「機能の最適化」、「総量の最適化」を目標とする「公共施設マネジメント基本方針」を策定し、公共施設マネジメントを推進している。

平成 28 年 2 月には、本市が公共施設マネジメントを行うための最上位計画として、具体的な方向性や方策、取組などをまとめた「高知市公共施設マネジメント基本計画」を策定（令和 3 年 8 月改訂）し、令和 7 年度に策定から 10 年を迎えることから、全面的な改訂を行う必要がある。

また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日総務省）」に基づき、道路等のインフラ施設を含めた計画として平成 27 年 9 月に策定した「高知市公共施設等総合管理計画」（令和 4 年 3 月改訂）については、令和 7 年度で計画期間が満了する。

本業務は、本市公共施設等の現状分析、将来予測を行うとともに、総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」のアドバイザーの意見等を取り入れた上で、本市が持続可能な公共施設サービスを提供していくに当たっての目標や具体的な取組内容等の検討を通して、「高知市公共施設マネジメント基本計画」及び「高知市公共施設等総合管理計画」を統合し、インフラ関連施設を含めた公共施設マネジメントの最上位計画の案として作成することを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで

3 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）
- (4) インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）
- (5) 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日総務省）
- (6) 統一的な基準による地方公会計の整備促進（平成 27 年 1 月 23 日総務省）
- (7) 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について（令和 5 年 10 月 10 日総務省）
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- (10) 高知市個人情報保護法施行条例（令和 5 年 1 月条例第 3 号）

4 準拠する計画等

本業務の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる計画等に準拠して実施するものとし、その他の計画等についても適宜準拠して実施するものとする。

- (1) 高知市強靱化計画〔第3期計画〕（令和7年3月策定）
- (2) 2011 高知市総合計画 後期基本計画（令和3年3月策定）
- (3) 2011 高知市総合計画 後期基本計画第2次実施計画
- (4) 高知市公共施設マネジメント基本方針（平成26年3月策定）
- (5) 高知市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）
- (6) 2021 高知市公共施設マネジメント基本計画（令和3年8月改訂）
- (7) 高知市公共施設再配置計画（第1期）（令和6年3月修正）
- (8) 高知市公共施設長期保全計画（平成31年3月策定）
- (9) 高知市個別施設保全計画（令和2年5月策定）
- (10) 高知市公共施設白書本編，資料編（令和7年3月改訂）
- (11) 高知市公共施設カルテ
- (12) その他関連する計画等

5 対象施設

本市が保有又は管理する公共建築物，及び道路・橋梁等のインフラ施設（以下，「公共施設等」という。）

6 総括責任者の選任

受託者は、本業務の実施に当たり、総括責任者を選任しなければならない。

また、原則として、総括責任者を変更することはできない（資格及び専任性は求めない。）。

7 計画準備

受託者は、本業務を実施するに当たり、業務実施体制、業務実施スケジュール、及び業務内容の円滑な遂行に当たっての実施方針等を示した業務実施計画書（案）を契約後速やかに作成し、本市の承認を得ること。

8 業務内容

本市は、「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」を目的とし、「管理の最適化」，「機能の最適化」，「総量の最適化」を目標とする「公共施設マネジメント基本方針」を策定し、公共施設マネジメントを推進しており、これを更に推進するための計画案を策定する。

(1) 本市公共施設等の現状分析

「4 準拠する計画等」の内容等により、本市の公共施設等の現状（保有状況，立地，利用目的，利用状況，維持管理コスト等）について確認し、情報を整理すること。分析に当たっては、本市全体の状況だけでなく、施設分類別の検討，利用目的別の検討，GIS（地理情報システム）等を活用した小学校区など地区別の検討等（地区の設定条件は本市と協議の上で決定する。）も行うこと。

(2) 本市公共施設等に係る将来予測

「4 準拠する計画等」及び前項「(1) 本市公共施設等の現状分析」で整理した情報、本市の人口推計等を参考に、想定される維持管理コスト等の将来予測を行うこと。併せて、仮に本市が公共施設マネジメントの取組を推進しない場合の想定リスクについても検討すること。

将来予測の期間については、契約後に市と協議の上、決定するものとする。

(3) 公共施設等総合管理計画登載必要事項等の確認

「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について（令和5年10月10日総務省）」をはじめとした最新の国の指針等から、本市の公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）において登載が必要な項目、内容等の確認を行うこと。なお、特にインフラ施設については、登載必要項目を満たすため、本市の庁内所管部署等に対して確認が必要となる情報を整理し、報告すること。

(4) 課題整理に係る助言

「(1) 本市公共施設等の現状分析」及び「(2) 本市公共施設等における将来予測」等を踏まえた「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」の課題について、専門的な見地から適切な助言を行うこと。

(5) 公共施設等の適正管理のための定量的な目標設定

「(1) 本市公共施設等の現状分析」, 「(2) 本市公共施設等における将来予測」及び「(4) 課題整理」の内容を踏まえ、将来の適正管理に向けた施設保有量、必要コスト等における定量的な目標を本市と協議調整を適宜行いながら設定すること。

(6) 目標の達成に向けた具体的な取組及び短期・中期行動計画の検討に係る助言

「(5) 公共施設等の適正管理のための定量的な目標設定」で設定した目標の達成に向けた具体的な取組の内容（全市共通の取組及び施設分類別、利用目的別、地区別等）を検討するにあたり、専門的な見地から適切な助言を行うこと。また、短期（改訂後5年）、中期（改訂後10年）に取り組むべき内容を洗い出した行動計画の検討を行うとともに、特に短期については、具体的な取組ごとの実施時期を含めた「ロードマップ」を検討するにあたり、専門的な見地から適切な助言を行うこと。

(7) 「管理の最適化」、「機能の最適化」に必要な対策の検討

本市の「2021 高知市公共施設マネジメント基本計画」や、国の最新の動向、他自治体における先進事例等を参考に、将来の「管理の最適化」、「機能の最適化」に向けて必要な対策を検討すること。

(8) 会議・パブリックコメント等の実施支援

ア 本市が会議を開催する場合又は議会での報告を行う際、必要な資料の作成支援等を行うこと。

イ 本計画の改訂案については、市民の意見を聴取するため、令和8年1月頃にパブリックコメントを実施する予定としている。受託者は、これにあたって必要な資料等の作成を行うこと。

(9) 高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）改訂案の本編及び概要版の原稿作成

高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）の改訂案の本編及び計画内容を要約した概要版の原稿を作成すること。この際、カラーユニバーサルデザインや、見

やすいフォント（UD フォント）に配慮し，市民に分かりやすい内容を意識すること。なお，高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）改訂案の本編については，別紙「本市が想定する本計画改訂の構成案」を参考とすること。

(10) 打合せ協議

本業務の適正な業務遂行を図るため，受託者は本市と十分な打合せ協議を行った上で対応をするものとし，進捗状況を随時報告すること。なお，打合せを行った場合は，受託者が打合せ協議記録を速やかに作成すること。

9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし，汎用的なドキュメントや表計算ソフト（Word, Excel 及び PDF 等）に対応したものとするとともに，本市において加工・参照しやすいよう配慮することとし，モノクロ印刷時の見やすさも考慮した凡例やレイアウトとすること。

- (1) 業務報告書 A 4 版ファイル綴り 1 部
- (2) 高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）（改訂案） A 4 版 1 部
- (3) 高知市公共施設マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）（概要版） A 4 版 1 部
- (4) (1)～(3)の電子データ 一式
- (5) 本業務に関する管理のためのデータ 一式

※「8 業務内容」の「(1) 本市公共施設等の現状分析」で作成した地図情報については，シェープデータとする。

※電子データについては，ウイルスチェックを行ったうえで，納品すること。

10 成果品の帰属

本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は，全て本市に帰属するものとする。また，受託者は，本市の許可なく第三者へ貸与・譲渡してはならない。

11 その他

- (1) 本仕様書の解釈及び本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は，本市と受託者の協議によって決定するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たり必要となる資料及びデータの提供は，本市が妥当と判断する範囲内において提供する。その際，所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するものとするが，本業務完了後には速やかに返却すること。